

東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの  
事業の届出及び公表事業実施要領

平成23年4月28日  
23福保高介第205号  
一部改正 平成27年6月12日  
27福保高介第408号

## 第1 目的

この要領は、東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の届出及び公表事業実施要綱（平成23年4月28日付23福保高介第204号。以下「要綱」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 届出の受理

開始届等の届出があったときには、次の事項を審査し、当該届出書を受理する。

- ア 要綱第4の1に該当する場合であること。
- イ アに該当しない場合において、当該事業開始時までには該当する見込みがあることが確認できること。
- ウ 形式上の不備がないこと。
- エ 記載された内容が不十分でないこと。
- オ 記載された内容に虚偽がないこと。

## 第3 届出内容の公表

1 要綱第7において別に定める事項とは、次の事項をいう。

(1) 東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成23年4月28日付23福保高介第203号。以下、「基準」という。）による様式1のうち以下に定める事項

- ア 法人の名称
- イ 基本情報
- ウ 人員関係
- エ 設備関係

(2) 基準による様式2の人員配置関係に定める事項

- ア 従業者の員数等
- イ 責任者の配置

(3) 基準による様式2の設備関係に定める事項

ア 宿泊室

イ 消防設備

(4) 基準による様式2の運営基準関係に定める事項

ア 重要事項を記した書類の作成

イ 宿泊サービス提供の記録の作成

ウ 宿泊サービス計画の作成

エ 食事の提供方法

オ 主治医等との連携方法

カ 緊急時等の対応

キ 宿泊サービス事業所の運営規程の策定

ク 従業者の勤務体制

ケ 非常災害時の対応

コ 秘密保持等の対策

サ 苦情処理の窓口及び記録の様式

シ 事故発生時の対応

ス やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録の様式

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。